



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年 1 月19日

長野県知事 阿 部 守 一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県行政情報ネットワーク運用管理等業務

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

平成27年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の 3 に規定する長期継続契約）

(4) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 8 に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の 4 第 1 項又は財務規則（昭和42年長野県規則第 2 号。以下「規則」という。）第120条第 1 項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分が A に格付けされている者であること。

(3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年 3 月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 数千人規模のネットワーク運用管理業務経験を 3 年以上有し、かつ、ハード及びソフトの保守経験を有する者を 1 名以上配置することができる者であること。

(6) システムエンジニアとしての業務経験を 5 年以上有する者を 1 名以上配置することができる者であること。

(7) リナックス又はユニックスサーバの運用管理業務経験を 5 年以上有する者を 1 名以上配置することができる者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692番地 2

長野県企画振興部情報政策課

電話 026 (235) 7071

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成27年 3 月 2 日（月） 午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎 2 階パソコン実習室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成27年 2 月27日（金） 午後 5 時（必着）

イ 場所 県庁専用郵便番号 380-8570

長野県企画振興部情報政策課

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める書類を、平成27年 2 月25日（水）午後 5 時までに上記 3 の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間において必要な書類の内容に関する照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において、説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の 7 第 1 項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第 2 項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第 1 項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第 2 項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の 3 に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

6 Summary

(1) Nature of the service to be purchased:

operation and management service for Nagano
Prefecture information network

(2) Contract Duration:

From April 1, 2015 until March 31, 2016

(3) Contact place for information about the tender;

description / conditions / and other inquiries:

Information Policy Division, Planning and Development
Department,

Nagano Prefectural Government

692-2, Habashita, Minami Nagano, Nagano City

TEL: +81 026-235-7071 (Contact for inquiries; Japanese
only)

(4) Time and place for the tender and bid opening:

Time: 10:00AM March 2, 2015

Place: PC Training Room, Nagano Prefectural
Government West Annex 2F

- (5) Deadline for the tender by mail and the delivery location:

Deadline: 5:00PM February 27, 2015

Mailing Address: Information Policy Division, Planning
and Development Department,
Nagano Prefectural Government
380-8570 (Exclusive postal code for
Nagano Prefectural Government)

情報政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成27年 1 月19日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) バロー塩尻店
塩尻市棧敷原300-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社バロー
岐阜県恵那市大井町180-1
株式会社あかのれん
名古屋市南区内田橋 1-3-19
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所
株式会社バロー
岐阜県恵那市大井町180-1
株式会社あかのれん
名古屋市南区内田橋 1-3-19
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成27年 8 月26日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,888平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 129台
 - (2) 駐輪場の収容台数 64台
 - (3) 荷さばき施設の面積 200平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 47立方メートル

(注) 各施設の位置は、届出書に添付された図面のとおり
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社バロー	午前 9 時	午後 9 時30分
株式会社あかのれん	午前 9 時	午後 9 時30分

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

時 間 帯
午前 8 時30分から午後10時まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

入口 2 か所 出口 3 か所 合計 5 か所

(注) 位置は届出書に添付された図面のとおり

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

時 間 帯
午前 1 時から午前 3 時まで 午前 6 時から午後10時まで

- 8 届出年月日
平成26年12月26日
- 9 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課
- 10 縦覧の期間
平成27年 1 月19日から平成27年 5 月19日まで
- 11 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年 5 月19日付け12産振第137号）様式第 8 号による。
- 12 意見書の提出先
長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成27年 1 月19日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマダ電機テックランド佐久店
佐久市大字岩村田字下樋田1788-2 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社ヤマダ電機
群馬県高崎市栄町 1-1

3 変更する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

	変更前	変更後
1	168台	153台
2	－	15台
合計	168台	168台

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	変更前	変更後
入口	2	3
出口	2	3
合計	4	6

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

4 変更年月日

平成27年 8 月23日

5 届出年月日

平成26年12月24日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県佐久地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成27年 1 月19日から平成27年 5 月19日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年 5 月19日付け12産振第137号）様式第 8 号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県佐久地方事務所商工観光課

産業政策課サービス産業振興室

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第 2 項において準用する同法第17条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成27年 1 月19日

長野県知事 阿 部 守 一

1 都市計画の種類及び名称

大町都市計画公園 9・6・1号 アルプスあづみの公園

2 都市計画を定める土地の区域

平成19年長野県告示第566号の土地の区域の一部を変更する。

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課、長野県大町建設事務所、大町市役所

4 縦覧期間

自 平成27年 1 月20日

至 平成27年 2 月 2 日

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第 2 項において準用する同法第17条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成27年 1 月19日

長野県知事 阿 部 守 一

1 都市計画の種類及び名称

池田都市計画公園 9・5・1号 アルプスあづみの公園

2 都市計画を定める土地の区域

平成 2 年長野県告示第786号の土地の区域の一部を変更する。

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課、長野県大町建設事務所、松川村役場、池田町役場

4 縦覧期間

自 平成27年 1 月20日

至 平成27年 2 月 2 日

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第 2 項において準用する同法第17条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成27年 1 月19日

長野県知事 阿 部 守 一

1 都市計画の種類及び名称

安曇野都市計画公園 9・6・1号 アルプスあづみの公園

2 都市計画を定める土地の区域

平成26年長野県告示第182号の土地の区域の一部を変更する。

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課、長野県安曇野建設事務所、安曇野市役所

4 縦覧期間

自 平成27年 1 月20日

至 平成27年 2 月 2 日

都市・まちづくり課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年 1 月19日

長野県長野保健福祉事務所長 山 崎 宗 廣

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品及び数量

モノクロ電子複写機 2 台

(2) 物品の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成27年 4 月 1 日から平成32年 3 月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の 3 に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

長野市大字中御所字岡田98－ 1

長野保健福祉事務所・長野消費生活センター庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格等

入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他財務規則（昭和42年長野県規則第 2 号）第122条第 1 項各号に掲げる事項は、入札説明書に記載のとおりです。

3 その他

(1) 詳細は、入札説明書、契約書（案）及び仕様書によります。 入札説明書、契約書（案）及び仕様書は、次の場所で交付します。

長野市大字中御所字岡田98－ 1

長野保健福祉事務所総務課

電話 026（223）2131

なお、入札説明書、契約書（案）及び仕様書については、次のアドレスからダウンロードすることもできます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/nagaho/index.html>

(2) この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成27年 1 月28日（水）午後 5 時までに(1)の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

健康福祉政策課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年 1 月19日

長野県諏訪建設事務所長 田 代 幸 雄

1 入札に付する事項

(1) 売払いに付する有価金属含有物の種類及び予定数量

ア 種類

煙道スラグ

イ 予定数量

0.4トン

(2) 引受期限

平成27年 2 月27日。詳細は、仕様書によります。

(3) 有価金属含有物を引き渡す場所

諏訪市大字豊田字湖畔1866－ 1

諏訪湖流域下水道豊田終末処理場

(4) 入札方法

売払いに付する有価金属含有物の予定数量に対する 1 トン当たりの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(5) 事前確認

入札者は、有価金属含有物について、平成27年 1 月19日から平成27年 1 月23日までの毎日午前 8 時30分から午後 5 時までの間に成分分析のための試料採取を行うことができます。分析に係る費用は、入札者が負担するものとします。詳細は、仕様書によります。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の 4 第 1 項又は財務規則（昭和42年長野県規則第 2 号。以下「規則」という。）第120条第 1 項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分が A、B 又は C に格付けされた者であること。

(3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年 3 月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 入札参加申込書等を 4 の(4)の期日までに提出し、その内容について長野県諏訪建設事務所長の確認通知を受けた者であること。

(6) 自ら金の精錬又は製錬のための設備を有し過去 5 年間に精錬又は製錬の実績がある者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

諏訪市上川 1 丁目1644－10

長野県諏訪建設事務所 総務課

電話 0266（57）2933

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成27年 1 月30日（金）午後 2 時

イ 場所 諏訪湖流域下水道豊田終末処理場 本館 4 階会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める入札参加申込書及び必要事項について説明した書類を、平成27年 1 月23日（金）午後 5 時までに上記 3 の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明

してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格以上で最高の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

(9) 契約書の作成の要否

必要とします。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

生活排水課